

## 浜松市立青少年の家管理要綱 抜粋

(次世代育成団体の認定)

第4条 別表1に掲げる団体については、条例別表第1の備考の1の規定による認定を受けたものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、規則第5条の規定により認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、市長に、次世代育成団体認定（更新）申請書（様式第1号）に次世代育成団体調書（様式第2号）、団体の会則又は規約、収支予算書及び事業計画書、役員名簿及び会員名簿を添えて、申請しなければならない。
- 3 市長は、第2項に規定する申請書の提出があったときは、次の各号に定める基準によりこれを審査し、適当と認めたときは、次世代育成団体認定（更新）名簿（様式第3号）に登録するとともに、その旨を認定申請者に次世代育成団体認定（更新）結果通知（様式第4号）により申請書を受け付けた日から30日以内に通知する。
  - (1) 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で営利を目的とせず、次世代を育成する事業を行うことを主たる目的とすること。
  - (2) 団体の人事、事業及び財産運営が、その団体自身の自発的意思により行われること。（団体の上部組織・講師からの圧力・干渉により、その運営が影響されるものであってはならない。）
  - (3) 団体活動の本拠としての事務所、独自の財産、経理及び意思決定機関又はこれに準じる機関を有すること。
  - (4) 規約又は会則を設け、その内容に次の事項が規定されていること。
    - ア 団体の名称
    - イ 団体の目的・活動・事業
    - ウ 団体の所在地
    - エ 構成員の資格要件及び加入方法（目的に賛同する者は誰でも加入できること。）
    - オ 役員名及びその任期並びに選出方法
    - カ 団体の意思決定機関（総会・役員会等）
    - キ 会計・会費・監査に関する事項
  - (5) 構成員が5人以上であり、構成員の割合が、乳幼児から青年（概ね39歳まで）とその指導者で7割以上であること。
  - (6) 定期的、継続的に活動する団体（年間計画に基づき概ね月1回以上青少年の家で活動する団体）であること。
  - (7) 団体の名称は、次世代育成団体としてその活動内容にふさわしいものであって、企業、流派、講師、宗派名などを用いていないこと。
  - (8) 青少年の家の諸事業に協力的であること。

(認定の有効期間)

第5条 次世代育成団体（別表1に掲げる団体を除く。）の認定の有効期間は3年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期間は、既認定団体の直近の有効期間の満了日までとする。

- 2 前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の3月前から有効期間満了日まで間に、次世代育成団体認定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において前条第2項及び第3条の規定を準用する。

(次世代育成団体調書記載事項の変更)

第6条 次世代育成団体の認定を受けた者が届け出た次世代育成団体調書（様式第2号）の記載事項の代表者、連絡先及び活動内容に変更が生じた場合は、遅滞なく次世代育成団体調書記載事項変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 次世代育成団体の認定を受けた者が、その認定の取り消しを受けようとする場合は、次世代育成団体認定取消届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。